

吉見町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吉見町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（令和7年吉見町条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(緑化率の最低限度に関する証明の申請)

第2条 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第42条に規定する書面の交付を受けようとする者は、緑化率適合証明申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 周辺見取図
- (2) 計画平面図
- (3) 計画立・断面図
- (4) 緑化面積求積図
- (5) 面積算出表

3 町長は、第1項の規定による申請について条例第10条の規定に適合していると認めたときは、緑化率適合証明書（様式第2号）を交付する。

4 建築物の緑化率の最低限度を定めた地区計画区域内にあっては、町長が交付する当該建築計画に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項の規定に基づく行為の届出書についての回答（当該届出の内容が地区計画に適合する旨のものに限る。）をもって、緑化率適合証明書の交付に代えることができる。

(確認申請書に添付する証書等)

第3条 建築主は、次に掲げる場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請書に不適格建築物調書（様式第3号）並びに基準時における建築物の配置図及び各階平面図を添付しなければならない。

(1) 条例第5条の規定を適用しない敷地に建築物を新築し、増築し、又は改築する場合

(2) 条例第9条に規定する範囲において建築物を増築し、又は改築する場合

(緑化施設の工事の完了の届出)

第4条 条例第10条の規定による制限又は第11条第2項の規定による許可に付された条件の対象となる建築物の新築若しくは増築をしようとする者は、緑化施設の工事が完了した日から4日以内に緑化施設工事完了届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(緑化施設に係る工事が完了できない旨の認定申請)

第5条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第43条第1項の規定による町長の認定を受けようとする者は、緑化施設に係る工事が完了できない旨の認定申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 周辺見取図
- (2) 計画平面図
- (3) 計画立・断面図
- (4) 緑化面積求積図
- (5) 面積算出表

3 町長は、第1項の規定による申請について認定したときは、緑化施設に係る工事が完了できない旨の認定書（様式第6号）を交付する。

（許可申請）

第6条 条例第11条第4号から第6号までに規定する町長の許可（以下「緑化率適用除外許可」という。）を受けようとする者は、緑化率適用除外許可申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 理由書
- (2) 周辺見取図
- (3) 計画平面図
- (4) 計画立・断面図
- (5) 緑化面積求積図
- (6) 面積算出表

3 町長は、第1項の規定による申請について許可したときは、緑化率適用除外許可通知書（様式第8号）を交付する。

（変更）

第7条 第2条の規定による証明、第5条の規定による認定又は前条の規定による許可を受けた建築物で、その工事完了前に緑化施設を変更しようとする者は、緑化施設変更届（様式第9号）に、緑化率適合証明書、緑化施設に係る工事が完了できない旨の認定書又は許可通知書を添えて、緑化施設工事完了届を提出する前に町長に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 周辺見取図
- (2) 計画平面図
- (3) 計画立・断面図
- (4) 緑化面積求積図
- (5) 面積算出表

3 第1項の場合において、都市計画法第58条の2第2項の規定による届出を要する場合は、当該届出をもって緑化施設変更届に代えることができる。

（認定申請書などの取下げ）

第8条 第5条又は第6条の規定により町長に申請書を提出した者は、町長がその認定又は許可をする前に当該申請を取り下げようとするときは、申請取下届（様式第

10号)により町長に届け出なければならない。

(工事の取りやめ)

第9条 第5条の規定による認定又は第6条の規定による許可を受けた建築物の建築主は、その工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届(様式第11号)に、緑化施設に係る工事が完了できない旨の認定書又は許可通知書を添えて、町長に届け出なければならない。

(認定等の取消し)

第10条 町長は、第5条の規定による認定又は第6条の規定による許可が虚偽の申請その他不正な行為によるものであることが判明したときは、その認定又は許可を取り消すことができる。

(緑化施設の管理の方法の基準)

第11条 条例第12条に規定する管理の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 緑化施設は枯損状態で長期間放置してはならないこと。
- (2) 緑化施設の設置に当たっては、土壤の飛散や樹木の風倒、枯枝の落下等の防止に十分配慮しなければならないこと。
- (3) 緑化施設の構造や建築物等の耐荷重構造に十分配慮し、植物の生育を管理しなければならないこと。
- (4) 施肥や農薬の使用に当たっては、関係法令を遵守するとともに、排水の水質確保に配慮しなければならないこと。
- (5) かん水に当たっては、雨水や空調の冷却水、中水の活用等により水資源の有効利用に努めなければならないこと。
- (6) 地域の生態系に重大な影響を与えるおそれのある植物等をやむを得ず用いる場合には、種子の飛散防止等生態系への影響の防止のために必要な措置を講じなければならないこと。
- (7) 街路沿いの敷地については、適切な整枝せん定を行うことにより、緑陰のある快適な歩行者空間の形成に努めなければならないこと。
- (8) 生物の生息・生育空間の確保等を図るため、樹木のせん定や下草刈り、施肥、農薬の使用について野生生物に対する配慮を講じなければならないこと。
- (9) 敷地内に既存の良好な樹林地等がある場合には、適切な下草刈りやせん定を行うことにより、良好な状態の維持管理に努めなければならないこと。

(改善命令等)

第12条 条例第13条の規定による改善に必要な措置の命令(以下「緑化施設改善命令」という。)は、緑化施設改善命令書(様式第12号)により行うものとする。

2 建築物の建築主又は所有者は、緑化施設改善命令に基づき必要な措置を行ったときは、その内容を緑化施設改善報告書(様式第13号)により町長に報告するものとする。

(報告立入検査)

第13条　条例第14条の規定により報告を求められた建築物の建築主又は維持保全をする者は、緑化施設状況報告書（様式第14号）を町長に提出するものとする。

2　建築物の建築主又は維持保全をする者は、緑化施設の工事の完了の届出後に緑化施設を変更しようとする場合は、前項の報告書を町長に提出するものとする。

（委任）

第14条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年12月5日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

緑化率適合証明申請書

年　月　日

吉見町長 様

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名

電 話

都市緑地法施行規則第42条の規定により、吉見町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例第10条の規定による緑化率の最低限度に適合していることを証する書面の交付について、下記により申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称 :

地名地番 :

敷地面積 :

2 建築物の工事種別 新築・増築

3 緑化施設の概要、規模、種別及び配置

緑化施設の概要及び規模 :

緑化施設の種別 :

配置 : 配置図のとおり

4 緑化施設の面積及び建築物の敷地面積に対する緑化施設の面積の割合

緑化施設の面積 :

建築物の敷地面積に対する緑化施設の面積の割合(緑化率) :

5 建築物着工等予定年月日 年　月　日

備考 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算すること。

様式第2号（第2条関係）

緑化率適合証明書

第 年 月 日	号
吉見町長	
印	
下記の建築物が、吉見町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例第10条の規定による緑化率の最低限度に適合していることを証明します。	
記	
1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	：
地名地番	：
敷地面積	：
2 建築物の工事種別 新築・増築	
3 緑化施設の概要、規模、種別及び配置	
緑化施設の概要及び規模	：
緑化施設の種別	：
配置	：配置図のとおり
4 緑化施設の面積及び建築物の敷地面積に対する緑化施設の面積の割合	
緑化施設の面積	：
建築物の敷地面積に対する緑化施設の面積の割合（緑化率）	：
5 建築物着工等予定年月日 年 月 日	

様式第3号（第3条関係）

不適格建築物調書

※ 確 認 番 号 確 認 年 月 日	第 年 月 号 日	地 域 地 区				
建 築 主 住 所 氏 名	電話					
建 築 場 所						
不 適 格 建 築 物 概 要	不適格の条項					
	用 途					
	構 造		最高の高さ			
	階 数		最 高 の 軒 の 高 さ			
		基 準 時 (年月日)	現 在	工事に伴う 除 却 部 分	申請部分	合 計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
延 ベ 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	基準時における外壁面から敷地境界線までの距離					
壁 面 の 位 置						
備 考						

- (注) 1 ※には、記入しないこと。
 2 確認申請書の正本に1部、副本に1部添付し、基準時における建築物の配置図及び各階平面図を添付すること。
 3 「基準時」とは、吉見町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の施行により、はじめて不適格となった日をいう。

様式第4号（第4条関係）

緑化施設工事完了届

年　月　日

吉見町長 様

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名

電 話

年　月　日付け 第　号にて確認を受けた建築物に係る緑化施設
については、 年　月　日に工事が完了いたしましたので、報告します。

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 整備後の管理者

住 所

氏 名

電 話

備考 整備後の写真を別方向から撮影したものを2枚以上と、撮影箇所を明記した平面図を添付すること。

様式第5号（第5条関係）

緑化施設に係る工事が完了できない旨の認定申請書

年　月　日

吉見町長 様

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名

電話

都市緑地法第43条第1項の規定に基づき、下記により認定を申請します。
この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称 :

地名地番 :

敷地面積 :

2 建築物の工事種別・確認番号

新築・増築

確認 ()

3 緑化施設の整備の実施期間

整備の着手の予定年月日 : 年　月　日

整備の完了の予定年月日 : 年　月　日

4 遅延の理由

様式第6号（第5条関係）

緑化施設に係る工事が完了できない旨の認定書

第 年 月 日	号
様	
吉見町長	印
<p>年 月 日付けで申請のありました下記の建築物については、都市緑地法第43条第1項の規定に基づき、緑化施設に係る工事が完了できない旨の認定をします。</p>	
記	
<p>1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積</p> <p>建築物の名称 : 地名地番 : 敷地面積 :</p>	
<p>2 建築物の工事種別・確認番号</p> <p>新築 ・ 増築 確認()</p>	
<p>3 緑化施設の整備の実施期間</p> <p>整備の着手の予定年月日 : 年 月 日</p> <p>整備の完了の予定年月日 : 年 月 日</p>	

様式第7号（第6条関係）

緑化率適用除外許可申請書

年　月　日

吉見町長 様

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名

電　話

下記の建築物を、吉見町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例第11条第 号の規定による緑化率の適用除外許可を受けたいので、申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称 :

地名地番 :

敷地面積 :

2 建築物の工事種別 新築・増築

3 建築物の緑化率の最低限度の適用除外の許可を受けたい理由

4 緑化施設の概要、規模、種別及び配置

緑化施設の概要及び規模 :

緑化施設の種別 :

配置 : 配置図のとおり

5 緑化施設の面積及び建築物の敷地面積に対する緑化施設の面積の割合

緑化施設の面積 :

(地区整備計画の規定に基づく緑化施設の必要面積 :)

建築物の敷地面積に対する緑化施設の面積の割合（緑化率） :

(地区整備計画に規定する建築物の緑化率の最低限度 :)

6 建築物着工等予定年月日 年　月　日

受付欄	許可番号 年　月　日
	第　　号 年　月　日

緑化率適用除外許可通知書

第 年　　月　　日	号
様	
吉見町長	印
<p>吉見町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例第11条第　号の規定による許可をしたので通知します。</p>	
1 建築物の名称	
2 建築物の所在及び地番	
3 敷地面積	
4 条件	
教示	
<p>1 審査請求について</p> <p>この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、吉見町長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p>	
<p>2 取消訴訟について</p> <p>この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、吉見町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において吉見町を代表する者は、吉見町長です。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

様式第9号（第7条関係）

緑化施設変更届

年　月　日

吉見町長 様

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名

電話

下記のとおり緑化施設の内容を変更したいので、吉見町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第7条の規定により、関係図書を添えてお届けします。

記

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称 : (変更前) (変更後)

地名地番 : (変更前) (変更後)

敷地面積 : (変更前) (変更後)

2 建築物の工事種別 新築・増築

3 緑化施設の概要、規模、種別及び配置

緑化施設の概要及び規模 :

(変更前) (変更後)

緑化施設の種別 :

(変更前) (変更後)

配置 : 配置図のとおり

(変更前) (変更後)

4 緑化施設の面積及び建築物の敷地面積に対する緑化施設の面積の割合

緑化施設の面積 : (変更前) (変更後)

建築物の敷地面積に対する緑化施設の面積の割合(緑化率) :

(変更前) (変更後)

5 建築物着工等予定年月日

整備の着手の予定年月日 :

(変更前) 年　月　日 (変更後) 年　月　日

整備の完了の予定年月日 :

(変更前) 年　月　日 (変更後) 年　月　日

様式第10号（第8条関係）

申請取下届

年　月　日

吉見町長 様

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名

電話

さきに提出した申請を取り下げたいので、吉見町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

1 申請の種類	(1) 吉見町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例第11条第 号の規定による許可 (2) 都市緑地法第43条第1項の規定による緑化施設の工事の認定
2 申請書提出年月日	年　月　日
3 建築物の位置 及び面積	建築物の名称 : 地名地番 : 敷地面積 :
4 建築物の工事種別	新築・増築
5 取下げの理由	

備考 1 「1 申請の種類」においては、該当する項目の数字を○で囲んでください。

2 「1 申請の種類 (1)」に該当する場合には、「第 号」に第11条第4号から第6号までのうち該当する番号を記載してください。

様式第11号（第9条関係）

工事取りやめ届

年　月　日

吉見町長 様

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名

電話

さきに許可又は認定を受けた工事については、都合により建築を取りやめたいので、吉見町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第9条の規定により届け出ます。

1 申請の種類	(1) 吉見町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例第11条第1号の規定による許可 (2) 都市緑地法第43条第1項の規定による緑化施設の工事の認定
2 許可及び認定番号 及び年月日	吉収第 号 年 月 日
3 建築物の位置及び面積	建築物の名称 : 地名地番 : 敷地面積 :
4 建築物の工事種別	新築・増築
5 工事取りやめの理由	

- 備考 1 「1 申請の種類」においては、該当する項目の数字を○で囲んでください。
2 「1 申請の種類 (1)」に該当する場合には、「第 号」に第11条第4号から第6号までのうち該当する番号を記載してください。

緑化施設改善命令書

第
年
月
日
号

様

吉見町長

印

下記の建築物に係る緑化施設について、吉見町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例第13条の規定により改善するよう命ずる。

記

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 整備後の管理者

住 所 :

氏 名 :

電 話 :

4 改善すべき内容

教示

1 審査請求について

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、吉見町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、吉見町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において吉見町を代表する者は、吉見町長です。

ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

緑化施設改善報告書

年 月 日

吉見町長 様

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名

電話

年 月 日付けの緑化施設改善命令書に基づき改善したので報告します。

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 整備後の管理者

住所：

氏名：

電話：

4 改善の内容

備考 整備後の写真を別方向から撮影したものを2枚以上と、撮影箇所を明記した平面図を添付すること。

緑化施設状況報告書

年　月　日

吉見町長 様

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名

電 話

下記建築物の緑化施設について報告します。

記

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 整備後の管理者

住 所 :

氏 名 :

電 話 :

4 施設の状況

備考 整備後の写真を別方向から撮影したものを2枚以上と、撮影箇所を明記した平面図を添付すること。